# 傷病手当金等の請求手続きについて

## Ⅰ.請求手続き

請求にあたっては下記の事にご注意ください。

・請求書の「被保険者記入欄（振込先記入欄、委任欄）」の記入漏れのないようお願いいたします。また、障害年金等を受給している場合は年金証書等（年額を確認できる書類)の写しを添付してください。

・初めて請求される場合は**実際に休みはじめた日から**担当医師の意見を記入してもらってください。

・原則、請求締切日は**第１営業日**(健康保険組合必着)で支給日は２５日です。
請求締切日を過ぎて受付をした場合は翌月の支給となります。

## Ⅱ.障害厚生年金等との調整について

傷病手当金、傷病手当金付加金と障害厚生年金等の調整は以下のとおりとなります。
ただし、同一疾病もしくは同一の原因による疾病の場合に限り調整をおこないます。
また、延長傷病手当金付加金についても同様の取り扱いとなります。

**【老齢・障害年金との調整】**　　□部分を支給

＊年額から日額を算出し，調整します。

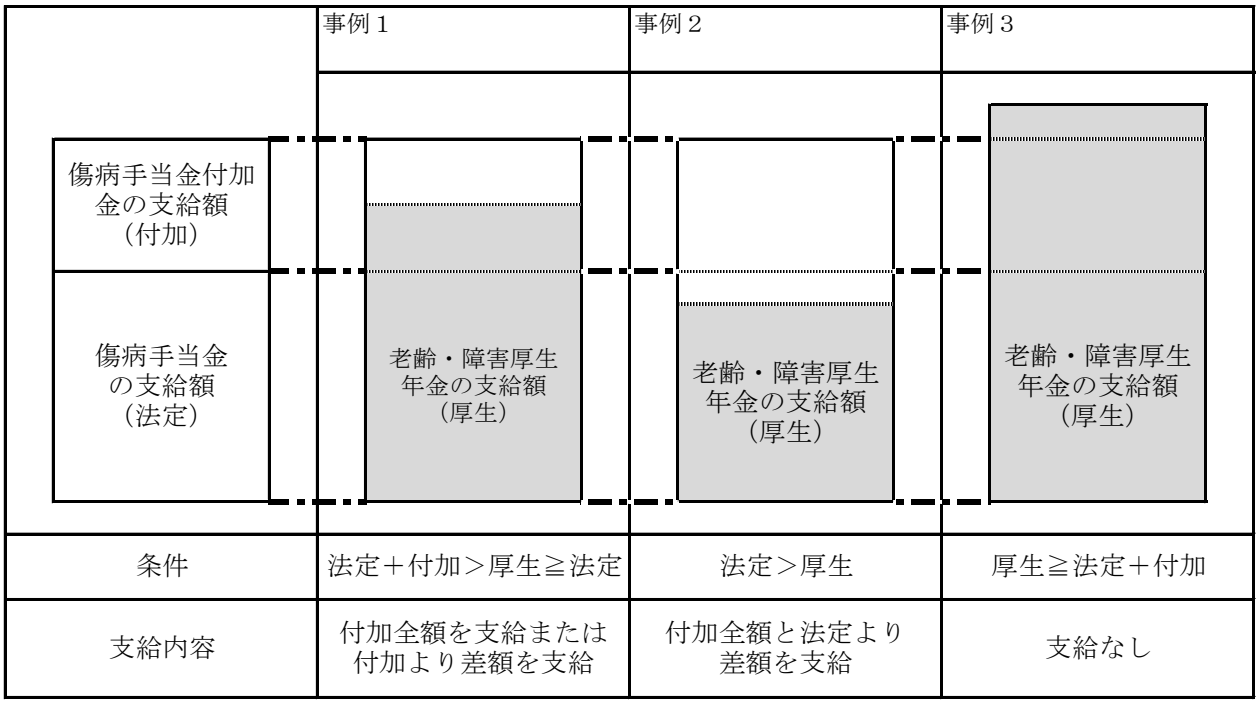


| | 事例１ | 事例２ | 事例３ |
|---|---|---|---|
| 条件 | 法定＋付加＞厚生≧法定 | 法定＞厚生 | 厚生≧法定＋付加 |
| 支給内容 | 付加全額を支給または付加より差額を支給 | 付加全額と法定より差額を支給 | 支給なし |

**【障害手当金との調整】**　　□部分を支給
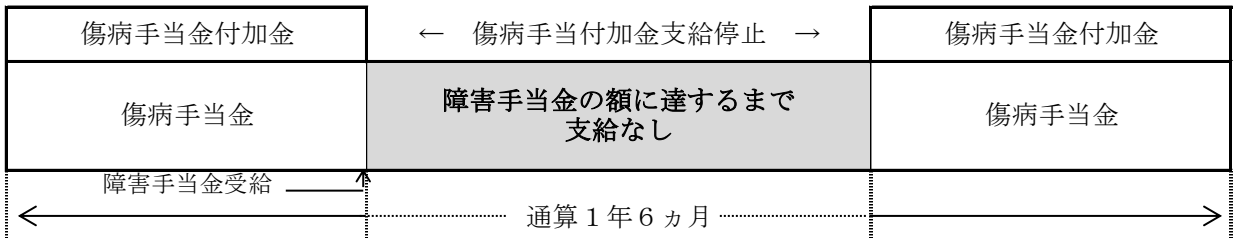
＊傷病手当金支給額が障害手当金額に到達するまで調整します。なお、この間傷病手当金付加金は支給されません。